

## 水張り確認について

姫路市地域農業再生協議会

### ○水張りルールについて

令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金の交付を希望される方は令和4年度から令和8年度の期間に最低一度の水稲の作付、または水稲作付時と同水位の湛水管理と連作障害の有無の確認が必要となります。また、一度交付対象外水田になると、原則交付対象水田には戻りません。

つきましては、水張りを実施される方は下記をご確認いただき書類の作成をお願いいたします。

### ○確認方法

#### ① 水稲の作付を行う場合（基本）

令和4年度から令和8年度の間にはほ場ごとに水稲の作付を実施してください。確認は毎年7月1日時点の水田営農計画書（野帳）をもって行います。（ご用意いただく書類はございません。）

※新規需要米に取り組まれる方で水田活用の直接支払交付金の交付を希望される方は別途書類の提出が必要です。（加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用米等）

	← 移行期間 →					水張り（水稲作付け）シミュレーション					
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
例01	畑作①	畑作②	畑作③	畑作④	水稲	畑作①	畑作②	畑作③	畑作④	水稲	畑作①
交付対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
例02	畑作①	畑作②	畑作③	畑作④	水稲	畑作①	畑作②	畑作③	畑作④	畑作⑤	対象外
交付対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
例03	畑作①	畑作②	畑作③	畑作④	畑作⑤	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
交付対象	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
例04	畑作①	畑作②	水稲	畑作①	畑作②	畑作③	畑作④	水稲	畑作①	畑作②	畑作③
交付対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ほ場ごとに中4年間隔以内の水稲作付けが必要です。（一度対象外になると戻りません。）

## ② 水稲と同水位の湛水管理、5年間分の収量・病害虫等の確認を行う場合（例外措置）

令和4年度から令和8年度の間にはほ場ごとに水稲と同水位の湛水管理等を実施してください。（湛水管理を実施される場合事前に協議会に連絡をお願いします。）確認は以下の手順をもって行いますので書類等を作成いただきますようお願いいたします。

(i) 湛水管理を実施したほ場ごとに湛水管理記録簿（様式1）を記入例に従い作成してください。写真は水張り開始日と水張り開始日から1ヶ月後以降であり水抜き直前の写真を添付してください。

※記録が可能な方は水張り開始日より2週間後の写真も添付してください。

※水張りを実施した年度の年度末（3月31日）までに協議会に提出してください。

(ii) 湛水管理を実施したほ場ごとに収量確認一覧表（様式2）を記入例に従い作成し、毎年提出してください。また、収量や病害虫の発生有無に関する証明書類（写真等）をご自身で5年間分作成のうえ保管してください。

**湛水管理による水張りは複雑な要件が多く、ほ場ごとの収量や、病害虫の発生状況等の記録など膨大な書類を作成いただく必要があります。**

**水稲を作付けできない※合理的な理由がある方以外は、水稲の作付けをご検討ください。**

※ 水稲作付可能な機能は有しているが、それ以外の理由で水稲作付が困難な理由

### ○その他

- ・別紙フローチャート表も併せてご確認ください。
- ・農林水産省より運用方法が変更される場合があります。最新情報や上記の様式等は市のホームページに公開しておりますのでご活用ください。

#### 【URL】

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000025057.html>

姫路市地域農業再生協議会事務局（姫路市役所 農政総務課内）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

農政・地産地消担当 電話：079-221-2475